

平成 年 月 日

保護者様

広島県立尾道東高等学校長

出席停止についてのお知らせ

学校においては法令の定めるところにより、感染症予防上必要があるときは、生徒の出席を停止させることができるようになっております。出席停止の期間は特別欠席に係る取り扱いとなり、その措置をとるにあたっては医師の証明が必要です。病状が回復し登校するときには、必ず医師の診断を受け、証明書又は診断書を担任に提出してください。

<学校において予防すべき感染症>

種類	病名	出席停止の基準
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

----- 切り取り線 -----

証明書

広島県立尾道東高等学校長様

年 組 氏名

<病名>

上記の者は、 月 日 ~ 月 日 まで出席停止を必要と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印